

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 } ア } (略) ㄥ } エ }</p> <p>オ 先進医療料 インプラント義歯（支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。）1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円</p> <p>顎顔面補綴（腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。） 一級 手術を伴う治療 591,000円 二級 補綴治療(16回) 183,000円</p> <p>セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピューター支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術（人工股関節のたるみに係るものに限る。） 一回につき 118,000円</p> <p>膀胱水圧拡張術（間質性膀胱炎に係るものに限る。） 一回につき 59,000円</p> <p>超音波骨折治療法（四肢の骨折（治療のために手術中に行われるものを除く）のうち、観血的手術を実施したもの（開放骨折又は粉碎骨折に係るものを除く）に係るものに限る。） 一連につき 132,800円</p> <p>強度変調放射線治療（限局性の固形悪性腫瘍（頭頸部腫瘍、前立腺腫瘍又は中枢神経腫瘍であって、原発性のものを除く。）に係るものに限る。） 一連につき 788,000円</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 } ア } (同 左) ㄥ } エ }</p> <p>オ</p> <p>(同 左)</p> <p><u>腋窩リンパ節郭清術の実施前におけるセンチネルリンパ節の同定及び生検（触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係るものであって、色素を用いて行うものに限る。）</u> 一回につき 28,200円</p> <p>附 則 この規程は、平成22年2月8日から施行する。</p>